

水田農業構造改革交付金交付要綱

		農林水産事務次官依命通知	
制 定	平成 16 年 4 月 1 日	15 生産第 8113 号	
一部改正	平成 17 年 4 月 1 日	16 生産第 8053 号	
"	平成 18 年 3 月 31 日	17 生産第 8579 号	
"	平成 19 年 3 月 30 日	18 生産第 9080 号	
"	平成 20 年 3 月 28 日	19 生産第 9597 号	
"	平成 21 年 1 月 27 日	20 生産第 5727 号	
"	平成 21 年 4 月 1 日	20 生産第 10036 号	
"	平成 21 年 5 月 29 日	21 生産第 1252 号	

第 1 趣旨

国は、水田農業構造改革対策実施要綱（平成 16 年 4 月 1 日付け 15 生産第 7999 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第 7 の 4 の（4）及び別紙 1 第 10 の 1 に定める経費（水田農業構造改革交付金（稲作構造改革促進交付金）を除く。）、水田等有効活用促進対策事業実施要綱（平成 21 年 4 月 1 日付け 20 生産第 9847 号農林水産事務次官依命通知。以下「対策事業実施要綱」という。）第 3 に定める経費、水田等有効活用促進指導事業実施要綱（平成 21 年 4 月 1 日付け 20 生産第 9849 号農林水産事務次官依命通知。以下「指導事業実施要綱」という。）第 5 に定める経費及び需要即応型生産流通体制緊急整備事業実施要綱（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 生産第 1530 号農林水産事務次官依命通知。以下「需要即応型事業実施要綱」という。）第 2 の 1 に定める経費に対し、予算の範囲内において、都道府県水田農業推進協議会（実施要綱第 4 の 1 に定める都道府県水田農業推進協議会をいう。以下「都道府県協議会」という。）に交付金を交付するものとするほか、多収性稲種子の安定供給支援事業実施要綱（平成 21 年 4 月 1 日付け 20 生産第 9851 号農林水産事務次官依命通知。以下「多収性稲種子実施要綱」という。）第 3 の 2 に定める取組に必要な経費（以下「多収性稲種子事業経費」という。）に対し、予算の範囲内において、事業を実施する民間団体（以下「交付事業者」という。）に交付金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 899 号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 900 号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 18 年度の予算に係る補助金等の交付

に関するものから北海道農政事務所に委任した件（平成18年6月20日農林水産省告示第881号）に定めのある場合を除くほか、この要綱に定めるところによる。

第2 交付金の交付の対象及び補助率

交付金の交付の対象となる経費及びこれに対する補助率は、別表1に定めるところによる。

第3 交付金の交付の申請

1 都道府県協議会長は、適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び規則第2条の規定に基づき交付金の交付を受けようとするときは、別紙様式第1号による交付申請書正副2部を当該都道府県協議会が主たる事務所を置く都道府県を管轄する地方農政局長等（北海道に主たる事務所を置く都道府県協議会にあっては北海道農政事務局長、沖縄県に主たる事務所を置く都道府県協議会にあっては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）、その他の都府県に主たる事務所を置く都道府県協議会にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 都道府県協議会長は、1の交付申請書の提出に当たって、各事業実施主体について当該助成費に係る仕入れに係る消費税等相当額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の助成金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該助成費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りではない。

3 1の交付申請書の提出期限は、地方農政局長等が別に定める日までとする。

第4 交付金の経費の配分の変更等

1 別表1の区分欄に掲げる1の(1)の水田農業構造改革交付金、1の(2)の水田農業構造改革対策推進交付金、2の(1)の水田等有効活用促進交付金、2の(2)の牛肉等関税財源飼料対策費補助金、2の(3)の水田等有効活用促進指導費交付金、3の多収性稲種子の安定供給支援事業交付金及び4の需要即応型生産流通体制緊急整備事業交付金の事業の相互間の経費の流用をしてはならない。

2 都道府県協議会長は、規則第3条第1号イ又は口の規定に基づき地方農政局長等の承認を受けようとする場合には、別紙様式第2号により変更交付申請書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

3 規則第3条第1号イ及び口の農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表1の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更をいう。

4 都道府県協議会長は、規則第3条第2号の規定に基づき地方農政局長等の指示

を求める場合は、事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

第5 交付金の概算払の請求等

- 1 都道府県協議会長は、概算払をもって交付金の請求をしようとするときは、別紙様式第3号による概算払請求書正副2部を地方農政局長等に提出するものとする。
- 2 都道府県協議会長は、適正化法第12条の規定に基づく報告を交付金の交付決定に係る年度の各四半期（第4・四半期を除く）の末日現在において、別紙様式第4号により補助事業遂行状況報告書正副2部を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに地方農政局長等に提出しなければならない。

第6 交付金の実績報告書の提出等

- 1 交付金の交付を受けた都道府県協議会長は、別紙様式第5号による実績報告書正副2部を交付金の交付決定のあった年度の翌年度の4月10日までに地方農政局長等に提出しなければならない。
- 2 第3の2ただし書により交付の申請をした都道府県協議会長は、1の実績報告書を提出するに当たって、第3の2ただし書に該当した各事業実施主体について当該助成費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを助成費から減額して報告しなければならない。

第7 帳簿類の保管

規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物は、事務終了年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。

第8 多収性稲種子事業経費の場合の読み替え

多収性稲種子事業経費に係る交付金の交付については、第2及び別表1中「補助率」とあるのは「交付率」と、第3から第6までの規定中「都道府県協議会長」とあるのは「交付事業者」と、第3の1中「別紙様式第1号」は「別紙様式第6号」と、「当該都道府県協議会が主たる事務所を置く都道府県を管轄する地方農政局長等（北海道に主たる事務所を置く都道府県協議会にあっては北海道農政事務局長、沖縄県に主たる事務所を置く都道府県協議会にあっては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）、その他の都府県に主たる事務所を置く都道府県協議会にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）」とあるのは「交付事業者の主たる事務所が所在又は交付事業者が事業を展開する都道府県を管轄する地方農政局長等（北海道にあっては農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）」と、第3の2中「各事業実施主体について当該助成費」とあるのは「当該交付金」と、「助成対象経費」

とあるのは「交付対象経費」と、「助成金額」とあるのは「交付金額」と、「当該助成費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については」とあるのは「当該交付金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合については」と、第4の2中「別紙様式第2号」とあるのは「別紙様式第7号」と、第5の1中「別紙様式第3号」とあるのは「別紙様式第8号」と、第5の2中「別紙様式第4号」とあるのは「別紙様式第9号」と、第6の1中「別紙様式第5号」とあるのは「別紙様式第10号」と、第6の2中「各事業実施主体について当該助成費に係る仕入れに係る消費税等相当額」とあるのは「当該交付金に係る仕入れに係る消費税相当額」と、「助成費」とあるのは「交付額」と読み替えるものとする。

附則（平成19年3月30日18生産第9080号）

この通知は、平成19年4月1日から施行する。ただし、平成18年度に係る改正前の別表1の区分の2の(1)の麦・大豆品質向上対策費補助金の削除にかかる部分については、なお従前の例による。

附則（平成20年3月28日19生産第9597号）

この通知は、平成20年4月1日から施行する。ただし、平成19年度までに本要綱に基づき実施した事業については、なお従前の例による。

附則（平成21年4月1日20生産第10036号）

この通知は、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成20年度までに本要綱に基づき実施した事業については、なお従前の例による。

附則（平成21年5月29日21生産第1252号）

この通知は、平成21年5月29日から施行する。ただし、平成20年度までに本要綱に基づき実施した事業については、なお従前の例による

別表 1

区 分	経 費	補助率	重要な変更	
			経費の配分 の変更	事業の内容 の変更
1 水田 農業構 造改革 対策交 付金 (1) 水田 農業構 造改革 交付金	水田農業構造改革交付金（産地確立交付金） 1 地域協議会助成事業 都道府県協議会が実施要綱別紙 1 第 2 の 1 に基づいて行う地域協議会助成事業を行うために行う資金造成事業に要する経費 2 新需給調整システム定着交付金助成事業 都道府県協議会が実施要綱別紙 1 第 2 の 7 に基づいて行う新需給調整システム定着交付金助成事業を行うために行う資金造成事業に要する経費	定額 ただし、都道府県協議会ごとの金額は、別に定めるところとする。 定額 ただし、都道府県協議会ごとの金額は、別に定めるところとする。	経費の欄に掲げる 1 と 2 の経費の相互間の流用	実施要綱別紙 1 第 4 の 2 に定める減額
(2) 水田 農業構 造改革 対策推 進交付 金	都道府県協議会が実施要綱第 4 の 1 の (3) に基づき行う水田農業構造改革対策の推進に必要な経費（別表 2 に掲げるものに限る。）	定額 ただし、都道府県協議会ごとの金額は、別に定めるところとする。		
2 水田 等有効 活用促 進対策 事業 (1) 水田 等有効 活用促 進交付 金	都道府県協議会が対策事業実施要綱第 3 の 2 に基づいて行う作付推進事業を行うために行う資金造成事業に要する経費	定額 ただし、都道府県協議会ごとの金額は、別に定めるところによるもの	経費の欄に掲げる経費の相互間の流用	対策実施要綱第 3 の 1 に定める増減

<p>(2) 牛肉等関税財源飼料対策費補助金</p> <p>(3) 水田等有効活用促進指導費交付金</p>	<p>都道府県協議会が対策事業実施要綱第3の2に基づいて行う作付推進事業を行うために行う資金造成事業に要する経費（ただし、対策実施要綱別表に掲げる対象作物のうち、飼料作物の取組に限る。）</p> <p>都道府県協議会が指導事業実施要綱第1の1に基づいて行う水田等有効活用促進対策事業の指導等に必要経費</p>	<p>とする。</p> <p>定額 ただし、都道府県協議会ごとの金額は、別に定めるところによるものとする。</p>		
<p>3 多収性稲種子の安定供給支援事業交付金</p>	<p>民間団体が多収性稲種子実施要綱第3の2に基づいて行う多収性稲種子の安定供給に向けた取組に必要な経費</p>	<p>定額</p> <p>1 事業費又は交付金の30%を超える増減 2 事業費又は交付金のそれぞれの経費の相互間における30%を超える増減</p>		<p>1 交付事業者の変更 2 事業の中止</p>
<p>4 需要即応型生産流通体制緊急整備事業交付金</p>	<p>都道府県協議会が需要即応型事業実施要綱第2の1に基づいて行う需要即応型水田農業確立推進事業及び自給力向上戦略作物等緊急需要拡大対策事業を行うために行う資金造成事業に要する経費</p>	<p>定額 ただし、都道府県協議会ごとの金額は、別に定めるところによるものとする。</p>		<p>1 交付事業者の変更 2 事業の中止</p>

別表 2

区 分	内 容
1 謝 金	都道府県協議会会員（都道府県、都道府県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会都道府県本部（都道府県経済農業協同組合連合会及び都道府県農業協同組合を含む。）及び都道府県主食集荷協同組合（全国主食集荷協同組合連合会の構成員であって、当該都道府県協議会の区域で米穀の出荷又は販売の事業を行う者の組織する団体をいう。）の役員を除く。）及び都道府県協議会会員以外の専門家、指導員等として依頼した者（以下「外部専門家等」という。）に対する謝金及び報償費
2 旅 費	都道府県協議会会員（事務局員を含む。）旅費及び外部専門家等旅費
3 事務等 経費	印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、雑役務費、消耗品費（燃料費を含む（自動車燃料に限る。）。）、借料及び損料、会議費、備品費（1件につき50万円未満のものに限る。）、賃金、保険料、器具機械等の修繕料
4 委託費	都道府県協議会の行う事務の一部を他のものに委託する場合における当該委託に要する経費

注： 区分の1については、会議の出席、助成金の交付要件確認、地域協議会に対する指導等に伴うものであり、会議録、日誌等により、その活動内容が証明できるものに限る。

別紙様式第1号

平成 年度水田農業構造改革交付金

(水田農業構造改革交付金(産地確立交付金)
 水田農業構造改革対策推進交付金
 水田等有効活用促進対策事業
 水田等有効活用促進指導費交付金
 需要即応型生産流通体制緊急整備事業交付金)

交付申請書

番 号
年 月 日

農政局長 殿

(北海道に主たる事務所を置く都道府県水田農業推進協議会にあ
 っては北海道農政事務所長、沖縄県に主たる事務所を置く都道
 府県水田農業推進協議会にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

所在地
団体名 都道府県水田農業推進協議会
代表者 印

平成 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、水田農業構造改革交付金交付要綱(平成16年4月1日付け15生産第8113号農林水産事務次官依命通知)第3の規定により、水田農業構造改革交付金(産地確立交付金) 円、水田農業構造改革対策推進交付金 円、水田等有効活用促進対策事業 円(水田等有効活用促進交付金 円、牛肉等関税財源飼料対策費補助金 円)、水田等有効活用促進指導費交付金 円、需要即応型生産流通体制緊急整備事業交付金 円の交付を申請する。

記

総括表

区 分	交付金及び 国庫補助金	備 考
1 水田農業構造改革交付金(産地確立交付金)	円	
2 水田農業構造改革対策推進交付金		
3 水田等有効活用促進対策事業		
(1) 水田等有効活用促進交付金		
(2) 牛肉等関税財源飼料対策費補助金		
4 水田等有効活用促進指導費交付金		
5 需要即応型生産流通体制緊急整備事業交付金		
合 計		

事業の目的
 事業の内容

注) 様式は、次のとおりとする。

- 1 水田農業構造改革交付金（産地確立交付金）・・・様式 A
- 2 水田農業構造改革対策推進交付金・・・・・・・・・・様式 B
- 3 水田等有効活用促進対策事業・・・・・・・・・・様式 C
- 4 水田等有効活用促進指導費交付金・・・・・・・・・・様式 D
- 5 需要即応型生産流通体制緊急整備事業交付金・・・様式 E

経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A)+(B) (C)+(D)	交付金事 業及び補 助事業に 要する経 費 (又は要し た経費) (A)+(B)	負 担 区 分				備考
			交 付 金 及 び 国 庫 補 助 金 (A)	都 道 府 県 協 議 会 (B)	地 域 協 議 会 費 (C)	そ の 他 (D)	
1 水田農業構造改 革交付金 (産地確立交付金) (1) 地域協議会助 成事業分 (2) 新需給調整シ ステム定着交付 金助成事業分 (3) 分 2 水田農業構造改 革対策推進交付金 3 水田等有効活用 促進対策事業 (1) 水田等有効活 用促進交付金 (2) 牛肉等関税財 源飼料対策費補 助金 4 水田等有効活用 促進指導費交付金 5 需要即応型生産 流通体制緊急整備 事業交付金 (1) 需要即応型水 田農業確立推進 事業分 (2) 自給力向上戦 略作物等緊急需 要拡大対策事業 分	円	円	円	円	円	円	
合 計							

事業完了予定(又は完了) 年 月 日
収支予算(又は精算)

1 収入の部

区 分	本年度 予算額 (又は本年度 精算額)	前年度 予算額 (又は本年度 予算額)	比較増減		備考
			増	減	
1 交付金及び国庫 補助金 2 その他	円	円	円	円	
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度 予算額 (又は本年度 精算額)	前年度 予算額 (又は本年度 予算額)	比較増減		備考
			増	減	
1 水田農業構造改 革交付金(産地確 立交付金) (1) 地域協議会助成 事業分 (2) 新需給調整シス テム定着交付金助 成事業分 (3) 分 2 水田農業構造改 革対策推進交付金 3 水田等有効活用 促進対策事業 (1) 水田等有効活用 促進交付金 (2) 牛肉等関税財源 飼料対策費補助金 4 水田等有効活用 促進指導費交付金 5 需要即応型生産 流通体制緊急整備 事業交付金 (1) 需要即応型水田 農業確立推進事業 (2) 自給力向上戦略 作物等緊急需要拡 大対策事業	円	円	円	円	
合 計					

添付資料

- 1 水田農業構造改革交付金（産地確立交付金）
 - (1) 都道府県水田農業推進協議会業務方法書
 - (2) 都道府県水田農業推進協議会規約
- 2 水田農業構造改革対策推進交付金
 - (1) 都道府県水田農業推進協議会規約
 - (2) 事業計画書
 - (3) 収支予算書
- 3 水田等有効活用促進対策事業
 - (1) 都道府県水田農業推進協議会業務方法書
 - (2) 都道府県水田農業推進協議会規約
- 4 水田等有効活用促進指導費交付金
 - (1) 都道府県水田農業推進協議会規約
 - (2) 事業計画書
 - (3) 収支予算書
- 5 需要即応型生産流通体制緊急整備事業交付金
 - (1) 都道府県水田農業推進協議会業務方法書
 - (2) 都道府県水田農業推進協議会規約
 - (3) 事業計画書
 - (4) 収支予算書

様式 A 水田農業構造改革交付金（産地確立交付金）
事業の目的

事業の内容

事業の内容	事業費	負担区分		備考
		交付金	その他	
1 地域協議会助成事業分	円	円	円	
2 新需給調整システム定着交付金助成事業分			-	
3 分			-	
合 計				

- (注) 1 備考欄には事業名ごとに仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額 円うち国費 円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額は明らかでない場合には「含む税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には、合計の欄の備考欄に合計額（「除税額 円うち国費 円」）を記入すること。
- 2 国費の交付金以外の負担があった場合には、別途記載すること。

様式 B 水田農業構造改革対策推進交付金
事業の目的

事業の内容

区 分	事業費	負担区分		備考
		交付金	その他	
1 謝金	円	円	円	
2 旅費				
3 事務等経費				
4 委託費				
5 費		-		
6 費		-		
合 計				

- (注) 1 「区分」の欄については、交付要綱別表 2 に定めるものを記入すること。
- 2 備考欄には事業名ごとに仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額 円うち国費 円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含む税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には、合計の欄の備考欄に合計額（「除税額 円うち国費 円」）を記入すること。
- 3 国費の交付金以外の負担があった場合には、別途記載すること。
- 4 資金の管理により発生した果実について、水田農業構造改革対策推進交付金にて活用する場合には、区分毎のその他の欄及び備考の欄に果実の額を記載すること

様式 B の内訳書

区 分		活用計画 (実績)	主な取組事例等(記載例)
協議会 運営費	謝 金	千円	<ul style="list-style-type: none"> ・ パソコン、コピー機のリース ・ 事務所の賃借 ・ 光熱水料 ・ 机、椅子など備品の購入 ・ 消耗品の購入 ・ その他()
	旅 費		
	事務等経費		
	委託費		
総会開 催経費	謝 金		<ul style="list-style-type: none"> ・ 総会の開催 回 ・ 総会資料の作成 部 ・ 委員への手当 人 ・ その他()
	旅 費		
	事務等経費		
	委託費		
対 策 推進費	謝 金		<ul style="list-style-type: none"> ・ 産地確立対策の推進 (説明会 回、資料作成 部) ・ 生産調整非参加者の取込活動 (意向調査 回、地域説明会 回、 重点指導 回、パンフ等作成 部) ・ 先駆的水田ビジョンの普及定着 (説明会 回、現地検討会 回) ・ その他()
	旅 費		
	事務等経費		
	委託費		

様式C 水田等有効活用促進対策事業
事業の目的

事業の内容

事業の内容	事業費	負担区分		備考
		交付金及び 国庫補助金	その他	
水田等有効活用促進交付金 牛肉等関税財源飼料対策費補助金	円	円	円	
合計				

- (注) 1 備考欄には事業名ごとに仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額 円うち国費 円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額は明らかでない場合には「含む税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には、合計の欄の備考欄に合計額（「除税額 円うち国費 円」）を記入すること。
- 2 国費の交付金以外の負担があった場合には、別途記載すること。

様式D 水田等有効活用促進指導費交付金
事業の目的

事業の内容

事業の内容	事業費	負担区分		備考
		交付金	その他	
水田等有効活用促進指導費交付金	円	円	円	
合計				

- (注) 1 備考欄には事業名ごとに仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額 円うち国費 円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額は明らかでない場合には「含む税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には、合計の欄の備考欄に合計額（「除税額 円うち国費 円」）を記入すること。
- 2 国費の交付金以外の負担があった場合には、別途記載すること。

様式 E 需要即応型生産流通体制緊急整備事業交付金
事業の目的

事業の内容

事業の内容	事業費	負担区分		備考
		交付金	その他	
1 需要即応型水田農業確立推進事業 (1) 麦、大豆、飼料作物等 (2) 米粉用米、飼料用米 2 自給力向上戦略作物等緊急需要拡大対策事業 (1) 需要拡大に資する生産技術を導入する取組 (2) 実需者との結び付きを強化する取組 (3) 食品製造業者等による国産原材料を用いた商品開発等の取組 (4) 推進事務費 基金管理事務費 推進事務費	円	円	円	
合 計				

- (注) 1 備考欄には事業名ごとに仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額 円うち国費 円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額は明らかでない場合には「含む税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には、合計の欄の備考欄に合計額(「除税額 円うち国費 円」)を記入すること。
- 2 国費の交付金以外の負担があった場合には、別途記載すること。

別紙様式第2号

平成 年度水田農業構造改革交付金

（水田農業構造改革交付金（産地確立交付金）
水田農業構造改革対策推進交付金
水田等有効活用促進対策事業
水田等有効活用促進指導費交付金
需要即応型生産流通体制緊急整備事業交付金）

変更交付申請書

番 号
年 月 日

農政局長 殿

（北海道に主たる事務所を置く都道府県水田農業推進協議会にあ
っては北海道農政事務局長、沖縄県に主たる事務所を置く都道
府県水田農業推進協議会にあっては内閣府沖縄総合事務局長）

所在地

団体名

代表者

都道府県水田農業推進協議会

印

平成 年 月 日付け 第 号で交付金の交付決定の通知のあった事業について、下
記のとおり変更したいので、水田農業構造改革交付金交付要綱（平成16年4月1日付け
15生産第8113号農林水産事務次官依命通知）第4の2の規定に基づき申請する。

記

（注）1 記の記載様式は、別紙様式第1号に準ずるものとする。

この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と置き換え、
交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業
の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、
変更前を括弧書で上段に記載すること。ただし、当該変更の対象外となる事業
については省略する。

また、添付書類については、交付金交付申請書に添付したものから変更があ
ったものに限り添付すること。

2 交付金の額が増額する場合は、件名の「 交付金変更交付申請書」を「
交付金の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更した
いので、水田農業構造改革交付金等交付要綱第4の2の規定に基づき申請す
る。」を「下記のとおり変更したいので、水田農業構造改革交付金等交付要綱
により、水田農業構造改革交付金（産地確立交付金） 円、水田農業構造
改革対策推進交付金 円、水田等有効活用促進対策事業 円（水田等
有効活用促進対策事業費交付金 円、牛肉等関税財源飼料対策費補助金
円）、水田等有効活用促進指導費交付金 円、需要即応型生産流通体
制緊急整備事業交付金 円を追加交付されたく申請する。」とする。

別紙様式第3号

平成 年度水田農業構造改革交付金

(水田農業構造改革交付金(産地確立交付金)
 水田農業構造改革対策推進交付金
 水田等有効活用促進対策事業
 水田等有効活用促進指導費交付金
 需要即応型生産流通体制緊急整備事業交付金)

概算払請求書

番 号
年 月 日

農政局長 殿

(北海道に主たる事務所を置く都道府県水田農業推進協議会にあ
 っては北海道農政事務局長、沖縄県に主たる事務所を置く都道
 府県水田農業推進協議会にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

官署支出官 農政局総務部長 殿

(北海道に主たる事務所を置く都道府県水田農業推進協議会にあ
 っては官署支出官北海道農政事務所総務管理官、沖縄県に主た
 る事務所を置く都道府県水田農業推進協議会にあっては官署支
 出官内閣府沖縄総合事務局総務部長)

所在地

団体名

代表者

都道府県水田農業推進協議会

印

平成 年 月 日付け 第 号で交付金の交付決定の通知のあった事業について、水田農業構造改革交付金交付要綱(平成16年4月1日付け15生産第8113号農林水産事務次官依命通知)第5の1の規定に基づき概算払の請求をしたいので、下記により金円を概算払によって交付されたく請求する。

記

区分	交付金及び補助金 及び補助金 の 必要経費	交付金及び補助金 (A)	既受領額 (B)		今回請求額 (C)		残 額 (A) - ((B)+(C))		事業完了 予定年月日	備考
			金額	出来高	金額	月 日 まで 予定 出来高	金額	月 日 まで 予定 出来高		
	円	円	円	%	円	%	円	%		
計										

(注) 「区分」の欄には、別紙様式第1号の記の の表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。

別紙様式第 4 号

平成 年度水田農業構造改革交付金

水田農業構造改革交付金(産地確立交付金) 水田農業構造改革対策推進交付金 水田等有効活用促進対策事業 水田等有効活用促進指導費交付金 需要即応型生産流通体制緊急整備事業交付金	遂行状況報告書
---	---------

番 号
年 月 日

農政局長 殿

〔北海道に主たる事務所を置く都道府県水田農業推進協議会にあつては北海道農政事務局長、沖縄県に主たる事務所を置く都道府県水田農業推進協議会にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

所在地
団体名 都道府県水田農業推進協議会
代表者 印

平成 年 月 日付け 第 号で交付金の交付決定の通知のあった事業について、水田農業構造改革交付金交付要綱（平成 16 年 4 月 1 日付け 15 生産第 8 1 1 3 号農林水産事務次官依命通知）第 5 の 2 の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		月末日まで完了したもの		月 1 日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
	円	円	%	円		

（注）「区分」の欄には、別紙様式第 1 号の記の の表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。

別紙様式第5号

平成 年度水田農業構造改革交付金

〔水田農業構造改革交付金(産地確立交付金)
水田農業構造改革対策推進交付金
水田等有効活用促進対策事業
水田等有効活用促進指導費交付金
需要即応型生産流通体制緊急整備事業交付金〕 実績報告書

番 号
年 月 日

農政局長 殿

〔北海道に主たる事務所を置く都道府県水田農業推進協議会にあつては北海道農政事務局長、沖縄県に主たる事務所を置く都道府県水田農業推進協議会にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

所在地

団体名

代表者

都道府県水田農業推進協議会

印

平成 年 月 日付け 第 号で交付金の交付決定の通知のあった事業について、下記のとおり実施したので、水田農業構造改革交付金交付要綱(平成16年4月1日付け15生産第8113号農林水産事務次官依命通知)第6の規定により、その実績を報告する。

なお、併せて精算額として

水田農業構造改革交付金(産地確立交付金)	円	
水田農業構造改革対策推進交付金	円	
水田等有効活用促進対策事業	円	の交付を請求する。
〔水田等有効活用促進交付金	円〕	
牛肉等関税財源飼料対策費補助金	円	
水田等有効活用促進指導費交付金	円	
需要即応型生産流通体制緊急整備事業交付金	円	

記

(注) 1 記の記載様式は、別紙様式第1号に準ずるものとする。

なお、軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

2 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写しのいずれかを添付すること。また、このほか、交付金交付申請書又は変更交付申請書に添付したのから変更があったものについては、必要書類を添付すること。

経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A)+(B) +(C)	負担区分			備 考
		国庫補助金 (A)	自己資金 (B)	その他 (C)	
多収性稲種子の安定供給支援事業交付金	円	円	円	円	

事業完了予定（又は完了） 年 月 日

収支予算（又は精算）

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合 計					

注 区分の欄は、別表の経費の欄の事業名を記載する。

添付書類

交付事業者の定款、規約等及び収支予算（又は収支決算）

別紙様式第7号

平成 年度水田農業構造改革交付金

多収性稲種子の安定供給支援事業交付金変更交付申請書

番 号
年 月 日

農政局長 殿

（北海道にあっては農林水産省生産局長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）

所在地
団体名
代表者

印

平成 年 月 日付け 第 号で交付金の交付決定の通知のあった事業について、下記のとおり変更したいので、水田農業構造改革交付金交付要綱（平成16年4月1日付け15生産第8113号農林水産事務次官依命通知）第4の2の規定に基づき申請する。

記

（注）1 記の記載様式は、別紙様式第6号に準ずるものとする。

この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と置き換え、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。ただし、当該変更の対象外となる事業については省略する。

また、添付書類については、交付金交付申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。

2 交付金の額が増額する場合は、件名の「 交付金変更交付申請書」を「 交付金の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、水田農業構造改革交付金等交付要綱第4の2の規定に基づき申請する。」を「下記のとおり変更したいので、水田農業構造改革交付金等交付要綱により、多収性稲種子の安定供給支援事業交付金 円を追加交付されたく申請する。」とする。

別紙様式第 8 号

平成 年度水田農業構造改革交付金

多収性稲種子の安定供給支援事業交付金概算払申請書

番 号
年 月 日

農政局長 殿

(北海道にあっては農林水産省生産局長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

官署支出官 農政局総務部長

(北海道にあっては官署支出官農林水産大臣官房経理課長
沖縄県にあっては官署支出官内閣府沖縄総合事務局長)

所在地
団体名
代表者

印

平成 年 月 日付け 第 号で交付金の交付決定の通知のあった事業について、水田農業構造改革交付金交付要綱（平成 16 年 4 月 1 日付け 15 生産第 8 1 1 3 号農林水産事務次官依命通知）第 5 の 1 の規定に基づき概算払の請求をしたいので、下記により金円を概算払によって交付されたく請求する。

記

区分	交付金 事業に 要する 経費	交付金 (A)	既受領額 (B)		今回請求額 (C)		残 額 (A) - ((B)+(C))		事業完 了予定 年月日	備考
			金額	出来高	金額	月 日 まで 予 定 出来高	金額	月 日 まで 予 定 出来高		
	円	円	円	%	円	%	円	%		
計										

(注) 「区分」の欄には、別紙様式第 6 号の記の の表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。

別紙様式第9号

平成 年度水田農業構造改革交付金

多収性稲種子の安定供給支援事業交付金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農政局長 殿

（北海道にあつては農林水産省生産局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）

所在地
団体名
代表者

印

平成 年 月 日付け 第 号で交付金の交付決定の通知のあつた事業について、下記のとおり変更したいので、水田農業構造改革交付金交付要綱（平成16年4月1日付け15生産第8113号農林水産事務次官依命通知）第4の2の規定に基づき申請する。

記

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		月末日まで完了したもの		月1日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
	円	円	%	円		

（注）「区分」の欄には、別紙様式第6号の記の の表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。

別紙様式第10号

平成 年度水田農業構造改革交付金

多収性稲種子の安定供給支援事業交付金実績報告書

番 号
年 月 日

農政局長 殿

（北海道にあっては農林水産省生産局長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）

所在地
団体名
代表者

印

平成 年 月 日付け 第 号で交付金の交付決定の通知のあった事業について、下記のとおり実施したので、水田農業構造改革交付金交付要綱（平成16年4月1日付け15生産第8113号農林水産事務次官依命通知）第6の規定に基づき、その実績を報告する。

なお、併せて精算額として

多収性稲種子の安定供給支援事業交付金 〃の交付を請求する。

記

（注）1 記の記載様式は、別紙様式第6号に準ずるものとする。

なお、軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

2 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写しのいずれかを添付すること。また、このほか、交付金交付申請書又は変更交付申請書に添付したのから変更があったものについては、必要書類を添付すること。